



削減しすぎた給与は職員に返還すべき！ 来年度も給与減額をする必要はあるの？

先号でお伝えしました2012年度の補正予算が成立しました。国立大学法人の運営費交付金の減額が盛り込まれています。国家公務員の臨時給与削減と同等の給与削減分に相当する額として、岐阜大学では7億7千万円減額されます。

岐阜大学では、昨年7月から給与減額を実施してきました。給与を減額する理由が「後付け」の形でやっとできあがったわけです。職員組合では、以下の事項を明らかにし、役員会と交渉していきたいと考えています。

- ・ 岐阜大学で実施された給与減額の総額はいくらか？
- ・ 運営費交付金7億7千万円減額の算出根拠は？
- ・ 7億7千万円のうち、病院職員分はいくらか？

：岐阜大学では、看護師など病院職員の給与は減額しま

せんでした（これ自体は一定評価できますが）。その財源は「病院の収入から」と学長は明言しています。そのため、7億7千万円をどのように補填するか、私たちに還元されるべき「差額」はいくらかなのか、を考える際に、病院職員の給与減額に相当する額は分けて考えるべきでしょう。

- ・ 給与削減に伴い、使用者（大学）が支払うべき「法定福利費」はいくら減ったのか？

：私たちに還元されるべき「差額」は、単純な引き算にはならないはずです。給与減額に伴い、使用者（大学）が支払うべき「法定福利費」（共済掛け金の使用者負担分など）も減り、その分は大学に「余っている」可能性があります。これも考慮しなくてはならないでしょう。

2013年度も、給与削減分として運営費交付金が7億7千万円減額されます。2012年度とは異なり、2013年度は4月から給与減額が実施される予定です。上記の事項を明らかにすることで、今年度の給与削減分の一部を「返還」させることとともに、来年度の給与削減を緩和できる可能性を追求したいと思います。

この件について人事給与課に問い合わせたところ、「数億円の赤字となることは確実」という見込みが示されました。一方、減額した給与の「返還」ができないようにするため大学当局が赤字「粉飾」している、そんな疑いが他大学では組合から指摘されています。岐阜大学ではそんなことはないはずですが、疑いをもたれぬように、しっかりと財源の情報を出してもらう必要があります。

加えて、給与削減のそもそもの「理由」は、学長のご説明によると、「復興財源の確保」であるそうです。そうである以上、学長は、削減された運営費交付金が本当に「復興予算」に使われたのかどうか、きちんと検証すべきです。残念ながら、それをやられたかどうかはいまだに確認できていません。

今号の紙面

- 1面 給与減額
- 2面 中央委員会の報告
技術職員部会の報告
- 3面 改正労働契約法、退職者送別会
- 4面 組合員拡大、企画案内

第1回中央委員会を開催しました

規約第16条に基づき、3月13日（水）に第1回中央委員会が開催されました。中央委員会は大会に次ぐ議決機関で、各支部から選出された中央委員により構成されます。

まず、第1号議題として、今期の中央委員会議長を選出しました。工学部支部の宇佐美中央委員が互選されました。

次に第2号議題として、「県労働委員会への不当労働行為救済の申立」について協議しました。

職員組合はこれまで、給与減額および退職手当引き下げについて役員会と交渉してきました。しかしながら、団体交渉はたった1回しか行われず、十分な交渉ができていません。その状況下で、規則改正は「強行」されてきました。これは、労働組合法で禁じられている不当労働行為(団体交渉拒否)にあたると思われます。現在も、団体交渉を要求しているところですが、ゼロ回答が続いています。そこで、事態の打開をはかるため、中央執行委員会は県労働委員会への申立書の準備を開始しました。

適正な団体交渉の実施に向けて、県労働委員会へ申立書を提出することが承認されました。また、申立の目的は団体交渉を開催させることなので、再度団体交渉を要求し、団体交渉が開催されれば、申立しないこともあることを確認しました。

また、団体交渉を要求する際に、給与や退職金以外の課題についても、併せて要求すべきという意見が出されました。

「新規加入者歓迎会」の開催について（技術職員部）

2月21日（木）に技術職員部としての新規加入者の歓迎会を開催しました。年度の始めに工学部1名、応用生物科学部1名の計2名の方に加入していただいたのですが、皆様の都合がなかなか合わず、この時期になっての開催となりました。

アットホームな雰囲気で行いたいとの要望があり、応用生物科学部フィールドセンターの会議室にて、鍋を囲んでの会としました。各学部から計11名の方に参加していただきました。関係者から猪肉、鹿肉、鯨肉の提供があり、普段なかなか食べる機会のない食材を堪能することができ、楽しいひと時を過ごすことができました。

同じ技術職員という立場ですが、今までは学部をまたいでの交流を持つ機会があまりありませんでした。この機会に交流を深めることができたため、今後も定期的に集合する場を設け、技術職員間の情報収集や意識向上に努めていきたいと考えています。

また、技術職員として当局と交渉する場を設け、地位、身分の向上を要求していけるような体制づくりのきっかけになればと思っています。



（応用生物科学部 酒向）

改正労働契約法が施行されます

「労働契約法の一部改正に関する法律」（改正労働契約法）がこの4月から完全施行されます。

「同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換する」という内容で、法改正の趣旨は「雇用の安定化」と言えます。

驚くべきことに、“国のお膝元”ともいうべき、国立大学法人で、この法律の趣旨に反するような動きが広がっているのです。名古屋大学や大阪大学で、任期付教員や有期雇用職員の契約期間を5年以内としようとしているという情報が得られました。無期労働契約への転換を回避するため、としか思えません。

岐阜大学では、どのように対応するのでしょうか。詳細は明らかになっていませんが、「労働契約法の改正につきましては、他大学の方針も確認しながら本学の検討を進めておりますが、現在は就業規則の改正は行わず、施行日後（25年4月1日）以降の労働契約が反復更新され、通算で5年を超えることとなった場合、労働者の申し出により無期雇用となる旨を周知する方向で進んでいます。」という回答を人事給与課から得ております（2月22日付）。

職員組合としては、有期雇用職員の労働条件の改善をはかる立場から、全大教とも協力して、岐阜大学および全国の大学法人の情報を収集し、対応を検討しているところです。

「転退職される皆様を囲む送別会」を開催しました

今年度は、10名の組合員が岐阜大学を去られます。3月7日（木）に、転退職される皆様を囲んで送別会を教育学部第1会議室にて開催しました。

退職される4名の組合員と送り出す組合員30名が参加しました。退職者を紹介するスピーチで、組合でのご活躍ぶりや、裏話（エピソード）も語られ、和やかな会となりました。

最後に記念撮影をして、会を閉じました。

転退職される皆様のご活躍をご祈念いたします。



春4月、組合を大きくするチャンス

組合員を増やして職場環境を改善しよう！

まもなく4月、新年度の始まりです。桜の花とともに、フレッシュな新人さんがどの職場も活気づけてくれることでしょう。

中央執行委員会では、年度当初におこなわれる「新入職員研修会」での宣伝行動および歓迎会を計画し、新しく同僚になる皆さんに組合加入を呼びかけます。自らの労働条件・生活条件を守り、働きがいのある職場環境を創造していくためには、一人でも多くの新人さんが私たちの仲間になってもらうことが不可欠です。もちろん、新人さんだけではありません。昨年来の給与・退職金削減の強行と不誠実な役員会への不満・怒りは、すべての同僚の頭と心に渦巻いているはずで

それぞれ職場で、新人さんと未組合員さんに組合加入を訴え、いっそう大きな力をもつ組合にしていこうではありませんか。

企画のご案内

～ぜひご参加ください！！～

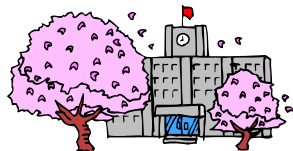


新入職員への組合宣伝&歓迎会 4月2日(火) 11時半～

新入職員研修会にあわせて、宣伝活動を行います。昼休み時間にチラシを配布します。たくさんの人手が必要です。4月2日(火)午前11時半に医学部記念会館にお集まりください。

また、同日午後5時半より、医学部生協食堂にて、新人歓迎会を行います(一般職員、病院職員合同)。こちら、ぜひご参加ください。詳しくは、組合事務室まで。

「お花見」を計画しています！



日時：4月上旬 お天気の良い満開日夕方

場所：教育学部と地域科学部の間の芝生



新入組合員歓迎ボウリング交流会

日時：5月10日(金)夕方(予定)

